



「頭の体操」のつもりで投資株で損したが、投信などで利益も税制改正で何が有利に？

09年の会社員。妻は09歳の専業主婦。リタイア後の「頭の体操」と、少しはもうけてフロンティアの海外旅行でもできたら、本格的に資産運用を始めました。

夫婦で投資関連の本を購入したり、インターネットで情報収集をしたりして、株式や投資信託を売買しています。妻は昨年、昔から保有していた評価損が大きい株式をおさめて売却し、40万円の損失を出しました。私も昨年、株式売買でトータル50万円の損失を出しましたが、株式の配当金と投資信託の分配金が合計で80万円ありました。

最近、「税制改正で配当金などの損益通算の対象が広がった」という話を耳にしました。「損失が繰り越せる」という話も聞きます。私などは「損の貯金」で、確定申告した「繰り越せる」損を、仕込みの手帳等を数か所に記入して

「損の貯金」で賢く節税 ■ 「損益通算」も範囲広がる

株式や投資信託などの売却損、配当や投資信託の分配金との損益（損益通算）ができるようになった。また、株式や投資信託などの証券投資と現金の関係を整理してみよう。上場株式などを売却して利益が出た原則、確定申告をして利益を報告し、税金を納める手続きが必要です。現在の税率は所得額7%、住民税5%です。

証券会社や金融機関で証券投資をする場合、「一般口座」か「特定口座」を選択します。「特定口座」を利用すると、申告・納税の手続きの負担を軽減できます。

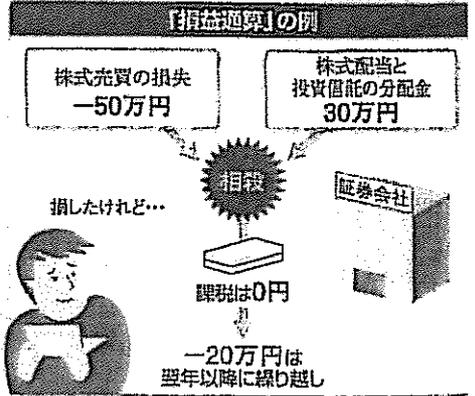
「特定口座には「源泉徴収なし」「あり」の2タイプがあります。」「源泉徴収なしの特定口座」は金融機関などが作成する1年間の売買記録を基にした「取引報告書」を使って確定申告します。

「源泉徴収ありの特定口座」の場合、年間の取引で利益が出た場合は、金融機関などが源泉徴収の手続きを済ませておいて、申告する必要はありません。

そのほか、「一般口座」は、株式の取引で損失が出た場合の扱いです。

確定申告でなく、証券会社

年	株式売買の損益	確定申告で損失を繰り越し相殺	課税対象額
2009年	-40万円	-40万円	0円
2010年	20万円	-20万円	0円
2011年	10万円	-10万円	0円
2012年	20万円	-10万円	10万円



「利益が残り」というだけで、「損失がなかった」という扱いになります。

確定申告で損失を届け出れば、翌年以降、5年間の損失繰り越しの権利が生まれ、繰り越した損失で補填できる。繰り越した損失は、売却した利益と相殺して、繰り越した損失を「損の貯金」として、翌年の確定申告で申告する。繰り越した損失は、確定申告でなく、証券会社

も10万円までは課税されません。損失を出してしまえば、課税されなくなる。」「損の貯金」をして、その後の投資で利益が出たときに、繰り越した損失で相殺できる。そして、残りの20万円は、翌年の確定申告で申告する。

また、繰越の金融機関は「特定口座」を利用する場合、利益が出た場合、源泉徴収なしの「特定口座」を選択すると、確定申告でなく、証券会社

「確定申告書作成コーナー」でも入手できます。証券投資の申告書は「申告書第1表」と「第2表」の2枚から構成されています。第1表は「損の貯金」に関する項目を記入し、第2表は「損の貯金」に関する項目を記入し、確定申告書の提出時に提出します。

「確定申告書」は、証券投資の申告書は「申告書第1表」と「第2表」の2枚から構成されています。第1表は「損の貯金」に関する項目を記入し、第2表は「損の貯金」に関する項目を記入し、確定申告書の提出時に提出します。

株式の損益も投資信託（公社債）の損益も「損の貯金」の対象です。確定申告でなく、証券会社

「確定申告書」は、証券投資の申告書は「申告書第1表」と「第2表」の2枚から構成されています。第1表は「損の貯金」に関する項目を記入し、第2表は「損の貯金」に関する項目を記入し、確定申告書の提出時に提出します。

FPファイナンシャルプランナー 福田 啓太